

所沢市告示 第207号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和8年4月17日

所沢市長 小野塚 勝 俊

1 対象となる特定計量器

計量法施行令第10条第1項第1号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり  
（市が検査を行うものを除く。）

2 実施区域

新所沢地区、新所沢東地区、並木地区、富岡地区、松井地区、柳瀬地区

3 実施期日

令和8年5月18日から令和9年3月31日まで  
（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

4 検査場所

計量器の所在場所

5 定期検査を行う指定定期検査機関の名称

一般社団法人 埼玉県計量協会